

11 保育施策の充実及び保育料無償化の拡充について

こども政策・少子化対策の強化については、現在国において、①児童手当を中心とした経済的支援の強化、②幼児教育や保育サービスの量・質両面や全ての子育て家庭を対象としたサービスの拡充、③働き方改革の推進とそれを支える制度の充実という3つの基本的な方向性に沿って、集中的な検討をいただいているところであるが、住民や市町村から、安心して子どもを生み、育てるための更なる保育環境の充実や、更なる経済的な負担軽減を求める切実な声が寄せられている。

こども政策・少子化対策の強化を実効性のあるものとしていくためには、地域の実情に応じたきめ細かな取組を、住民に身近な地方自治体が弾力的かつ安定的に進めていくことが必要不可欠である。

そのためにも、国は、国と地方の役割分担を見直し、保育分野における義務付け・枠付けの緩和を含めた地方への権限移譲・地方税財源確保を進めるべきである。

については、以下の事項について特段の措置を講じられるよう提言する。

1 保育施策の充実のための地方分権の推進について

- (1) 幼児教育・保育の質の向上、子どもや子育て家庭に十分に気を配ることができる環境整備が重要であることから、国は保育士の配置基準を見直すこと。また、基準以上の配置及び保育士の給与等の処遇の改善について、財政措置の拡充を行うこと。
- (2) 小規模自治体等では有資格者が限られ、年度途中の保育需要の増加や産前産後休業・育児休業における代替保育士が困難な場合など、やむを得ず保育士確保ができない場合、期間を限定するなどを条件にしつつ、保育の質を落とさずに保育士の担い手を確保するために、子育て

て支援員研修修了者等保育士と同等の知識及び経験を有すると認められる者を、地方の判断において、保育士に代わって配置できる特例等を検討すること。

- (3) 市町村が待機児童の発生抑制など子育て支援サービスを継続的に提供できるよう、保育室に全国画一的な面積基準を課している保育室の居室面積の「従うべき基準」について、「参酌すべき基準」に見直しを行うこと。

2 保育料無償化の拡充について

子育て世代の保育費負担の軽減を図るため、0歳児から2歳児までの保育料の無償化の早期実現を図ること。